

事業主各位

東京都電気工事健康保険組合

各種申請・届出様式における押印廃止の取り扱いについて

平素より当健康保険組合の事業について格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、先般ホームページにて周知したところですが、厚生労働省より「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が令和2年12月25日に公布され、健康保険組合への各種申請・届出様式について、押印を求めないよう要請がありました。

これを受けまして、当健康保険組合におきましても、各種申請・届出様式について押印を求めない取り扱いとさせていただきます。

なお、下記に掲げるものにつきましては、引き続き押印が必要となりますので、ご了承ください。

記

1. 市区町村長が証明したもの
健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書など
2. 金融機関へのお届け印、実印による手続きが必要な場合
健康保険料預金口座振替依頼書
3. 他の機関が必要としているもの
事故発生状況報告書など
4. 保健事業に関するもの
補助金申請書

- ・ 各種申請・届出様式につきましては、順次更新いたします。
- ・ 旧様式についても、押印を省略してご使用いただけます。
- ・ 詳細につきましては、各担当課までお問い合わせください。

【お問合せ先】

総務課 03-3861-1851
保健課 03-3861-1852
給付課 03-3861-1853
適用課 03-3861-1854